

## 長期優良住宅認定申請添付図書一覧

申請後、審査経過によっては追加図書等の提出を求められることがあります。

【認定申請】法第5条（正副二部）	
申請書（第一号、第一号の二、第一号の三様式） 委任状（押印不要） 担当者名、所属および連絡先等を記載	
添付図書 （国施行規則）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計内容説明書</li> <li>・ 付近見取り図（案内図）</li> <li>・ <u>配置図</u></li> <li>・ 仕様書（仕上げ表を含む）</li> <li>・ <u>各階平面図</u></li> <li>・ <u>床面積求積図</u>（複合用途の場合、用途別床面積表）</li> <li>・ <u>二以上の立面図</u></li> <li>・ <u>断面図又は矩計図</u></li> <li>・ 基礎伏図</li> <li>・ 各階床伏図</li> <li>・ 小屋伏図</li> <li>・ 各部詳細図</li> <li>・ 各種計算書</li> <li>・ 機器表</li> <li>・ 状況調査書（既存の場合）</li> <li>・ 工事履歴書（既存の場合）</li> </ul> <p>〈 印については確認書等の添付があれば省略可能〉</p>
添付図書 （市施行細則）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認済証の写し</li> <li>・ 適合判定通知書の写し</li> <li>・ 確認書又は住宅性能評価書（確認書等）又はその写し</li> <li>・ 住宅型式性能認定書等の写し</li> <li>・ 型式住宅部分等製造者認証書の写し</li> <li>・ 特別評価認定書の写し又は試験結果証明書</li> <li>・ 地区計画の適合通知の写し又は適合することを確認できる書類</li> <li>・ 景観の受理通知書の写し又は適合することを確認できる書類</li> <li>・ 都市計画施設等区域内の基準に適合することを確認できる図書（建築許可書等）</li> <li>・ 災害配慮基準該当区域付近で基準に適合することを確認できる図書</li> </ul> <p>（上記のうち、交付を受けている場合に添付）</p>

<b>【変更認定申請】法第 8 条 （正副二部）</b>	
申請書（第三号様式） 委任状（押印不要）	
<b>添付図書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更に係る部分の図書 当初申請時に添付されている図書における変更に係る部分の図書</li> </ul>
<b>【変更認定申請（譲受人の決定変更）】法第 9 条 （正副二部）</b>	
申請書（第三号様式） 委任状（押印不要）	
<b>添付図書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 譲受人の変更が分かる図書 不動産売買契約書等</li> <li>・ 維持保全計画書（変更になる場合）</li> </ul>
<b>【地位承継申請】法第 10 条 （正副二部）</b>	
申請書（第四号様式） 委任状（押印不要）	
<b>添付図書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地位の継承の事実が分かる資料 不動産売買契約書、土地建物謄本等</li> <li>・ 維持保全計画書（変更になる場合）</li> </ul>
<b>【工事完了報告】市細則第 8 条 （正一部 控えが必要な場合は正副二部）</b>	
工事完了報告書（第二号様式） 委任状（押印不要） 認定申請時に完了報告まで委任されていれば不要	
<b>添付図書</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事監理報告書又は建設住宅性能評価書の写し</li> <li>・ 建築確認完了検査済証の写し</li> </ul>